

地方交付税改革に関する意見

平成18年5月30日

和歌山県

地方財政の中期的な財政の姿(5年後)

(一般財源ベースの粗い試算 : 不足 - 超過 +)

1

【改善要因】

①経済成長による税収増 23年度 +6.2兆円 (18年度対比)

(地方税、交付税法定分)

…内閣府の「中期展望」の前提の名目経済成長率(2.5%~3.2%)により推計

②行財政改革による歳出抑制 23年度 -0.3兆円 (18年度対比)

(人件費、公共投資)

…人件費は、5年間で6.2%定員純減、給与水準は名目成長率の半分の伸びに抑制

…公共投資は、5年間 -3%で推計 (経済財政諮問会議の総務大臣提出資料より)

③交付税法定加算分 23年度 +0.8兆円 (18年度対比)

…過去の国庫補助負担率の見直し等の際に、後年度の交付税総額に国が加算を法律で約束していたもの

【圧迫要因】

④高齢化の進展による社会保障費の負担増 23年度 -3.0兆円 (18年度対比)

…総務省の「国と地方の社会保障関係費の推移と見通し」等により推計

(今後、国においてさらなる社会保障費の抑制等が検討される見込み)

⑤交付税特別会計の償還による負担増 23年度 -2.9兆円

…過去の財源不足に対処するために借り入れた50兆円超の特別会計借入金の本格償還 (地方負担分)

⑥恒久的減税影響分 23年度 -2.0兆円

…法人課税の税率が引き下げられたまま恒久化されたことによる地方財政への影響額

⑦現時点の国・地方折半対象の財源不足額 -1.4兆円

地方財政の中長期的な財政の姿（5年後）

(一般財源ベースの粗い試算： 不足 □ 超過 ▲)

2

【収支】①～⑦を合計すると、

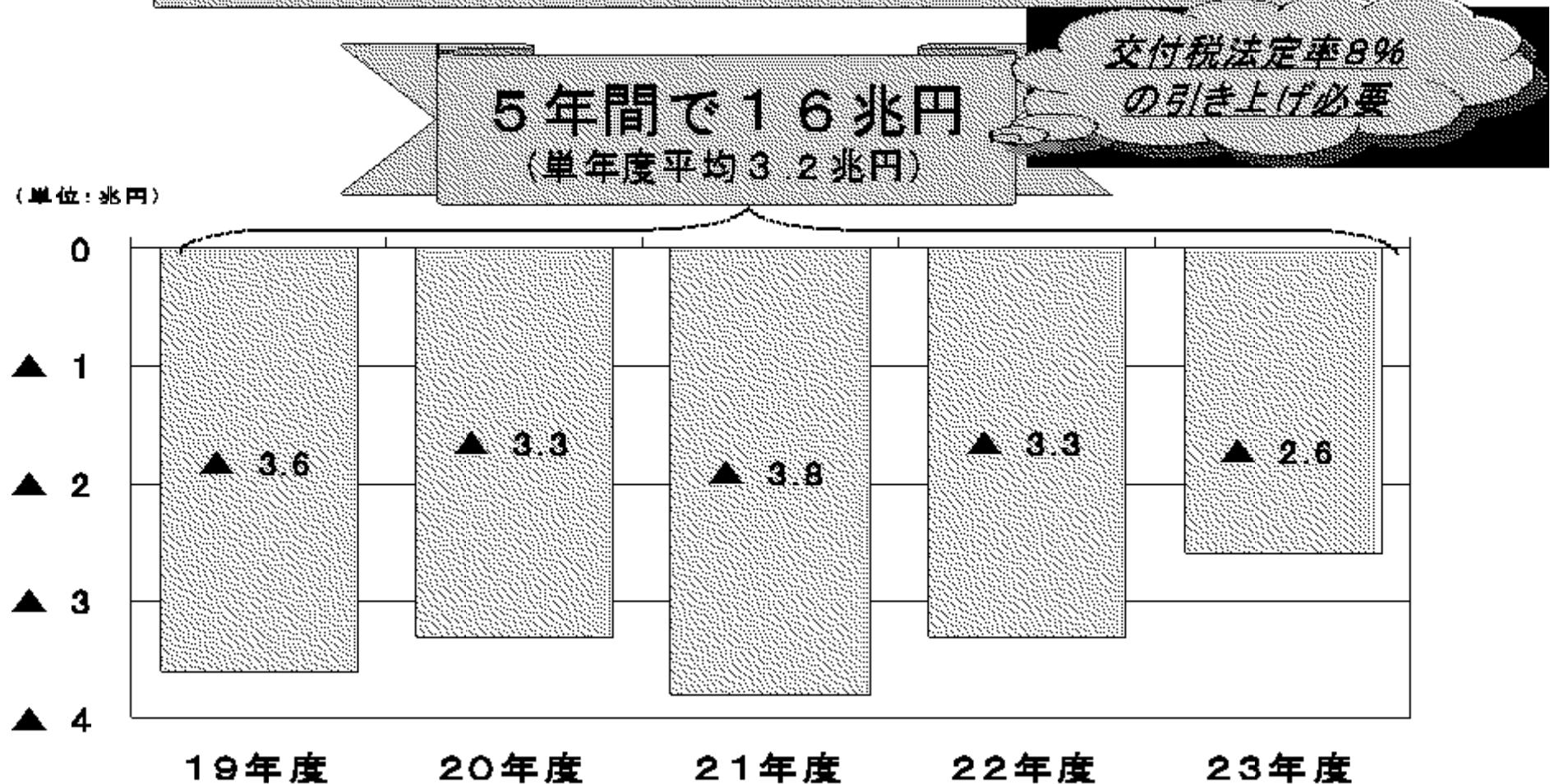
23年度の地方財政の赤字額は、▲2.6兆円

※このほかに、数兆円規模の赤字地方債の償還分などがあり、赤字額は、さらに、大幅に拡大する見込み

※三位一体の改革は、補助金の廃止に見合う税源移譲が行われたという前提で試算
(歳入中立)

※地方のP B（プライマリー・バランス）は黒字との議論があるが、不交付団体の黒字であり、交付団体の
P Bは赤字
(和歌山県のP Bは、⑩220億円の赤字)

地方財政の赤字額の（粗い）試算



このほかに、新兆円規模の赤字地方債の償還分
などがあり、さらに赤字額が大幅に拡大する見込

赤字額の(粗い)試算結果に基づく意見

(試算) 法定率は少なくとも
8 %の引き上げが必要

※ 3.2兆円 単年度赤字額) / 39兆円 (8年度国税5税)

「法定率を引き下げる」との議論は

異論

- ・ 過疎地域で暮らす人々にとって、例えば若い夫婦に子どもが生まれるのは大変喜ばしいことで、職員の人事費カットなど他の歳出を切り詰めてでも、それに祝金を出すことは、この地域の住民のための自治としてあり得ること。一度も過疎地域に住んだことのない都市部の方からみれば無駄だとされてしまう経費も、深刻な過疎に悩む地域にとっては、必要な歳出もある。
- ・ 支付税の原資である国税5税の一定割合は、法律上、当然地方に帰属する固有財源であって、一方的に法定率を下げるというのはそもそも間じまない。國・地方の協調を通じて、お互い痛みを分かち合うような議論をすべき。
- ・ 本県の試算のように、国の歳出削減スピードと歩調を合わせた地方の中長期的なビジョンを提示し、法定率の引き上げを含めて、地方固有の財源である交付税が「今後5年間はこの程度になる」というような明確なメッセージを出すべき。
- ・ その結果、交付税に対する予見可能性が向上し、各地方団体は見通しをもって、行政改革や地域活性化に取り組むことが可能。
- ・ なお、人口・面積を基本に配分する新型交付税の導入と交付税の総額抑制が同時に行われれば、財政力の弱い地方団体にとっては大打撃。簡素化は必要だが、地域の事情も十分踏まえる必要あり。新型交付税を導入する場合は、激変緩和や新たな特権型正味量（財政力によって留保財源に差をつけるなど）が不可欠。

地方分権の推進に関する意見(案) ~抜すい~

【提言4】「地方交付税」を「地方共有税」に ～法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止～

1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮)地方行政会議」において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。

- (1) 名称を以下のとおり変更する。
 - ① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
 - ② 国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」
- (2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。
- (3) 現在の財源不足(H18年度 8.7兆円)を解消するため、地方共有税(地方交付税)の法定率の引き上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
- (4) 3年から5年に一度、地方共有税(地方交付税)の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
- (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
- (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
- (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税(地方交付税)の法定率を引き上げる。